

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋の所内ボイラー室で資機材の搬出作業をしていた協力企業作業員5名のうち1名が、警報付個人線量計を着用せずに、誤って放射線管理区域である所内ボイラー室に入域したため、対応検討	A	11月16日公表済 (PDF67KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）試料採取用恒温装置に温度制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	2号機	復水流量計計装配管溶接部より水のリーク（1滴／約3秒）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプエリア局所空調機（19）点検において、ファンシャフトとカップリングの嵌合値に許容値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
4	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による制御棒駆動機構機能検査成績書の記録確認において、検査体制図等の誤記が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	中央操作室系統電圧・周波数記録計に紙送りの不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉建屋地階（圧力抑制室）コンクリート床面に水溜まりが認められたため、当該箇所を点検・修理	D	
7	5号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器保持ポンプ点検において、シャフトオイルシール部に摩耗が認められたため、当該シャフトを交換	D	
8	6号機	補機冷却系海水ポンプ（B）出口逆止弁点検において、弁体シート面（ライニング部）に一部損傷が認められたため、当該部を修理	D	
9	6号機	搬出物品申請・確認書において、所有者区分に記載間違いが認められたため、対応検討	C	
10	6号機	タービン建屋換気空調系ダクト風量制御ダンパ駆動部（L106）点検において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	タービン建屋換気空調系ダクト風量制御ダンパ駆動部（L125）点検において、減圧弁よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 4）出口導電率計点検において、プロセスコンピュータへの表示不良が認められたため、当該装置を修理	D	
13	6号機	原子炉建屋1階作業場からの管理区域退出時に警報付個人線量計の一時不携帯が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	主蒸気外側隔離弁（B）グランドリークオフ配管に腐食及びヘコミが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液系充填ドラム貯蔵設備子台車駆動用バッテリーの劣化が認められたため、当該バッテリーを交換	D	
16	集中環境施設	洗濯廃液系脱塩塔再使用水圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
17	集中環境施設	プロセス主建屋常用照明分電盤漏電しゃ断器の動作不良（3台）が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで